5　ストリーム種別は、ＴＬＶパケットの場合は‘0’、ＴＳパケットの場合又はストリームがない場合は‘1’とする。

6　搬送波群の識別は、拡張情報を含む多重フレームを伝送する搬送波を含む集合を識別するための８ビットの領域とする。値０は、用いない。各ストリームは、それぞれ一つの搬送波群に属する搬送波のみで伝送する。

7　搬送波の総数は、各搬送波群に属する搬送波の総数とし、値の最小は２、最大は255とする。値０及び１は、用いない。

8　搬送波の順序は、受信機で複数の搬送波の復調出力の合成順序を示すための８ビットの領域である。値の最小は１、最大は255である。値０は、用いない。

9　フレーム数は、拡張情報を含む多重フレームを複数接続して構成するフレーム（以下「スーパーフレーム」という。）に含まれる多重フレーム数を示す。フレーム数が３の場合の値は0x03として六四値直交振幅変調に適用し、フレーム数が４の場合の値は0x04として二五六値直交振幅変調に適用する。その他は、未定義とする。

10　フレーム位置情報は、多重フレームが、スーパーフレーム内の何番目に配置されているかを示す４ビットの領域である。値は、スーパーフレーム内の時刻順に最小値は０、最大値はフレーム数の値から１を減算した値を用いる。その他の値は、未定義とする。

11　拡張用フィールドは、受信機動作等を表すための424ビットの領域である。未使用の場合は、全ビットを‘1’とする。

○総務省告示第九十六号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第十二条第二項第二号、第十五条第二項第二号及び第十九条第二項第二号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する搬送波のレベルと雑音のレベルとの比の算出方法を次のように定め、平成二十七年三月二十日から施行する。

なお、平成二十三年総務省告示第三百十三号（搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件）は、平成二十七年三月二十日限り廃止する。

平成二十七年三月二十日　　総務大臣　山本　早苗

一　光強度変調方式を用いた場合の搬送波のレベルと雑音のレベルとの比は、次の式により算出するものとする。

$$C/N=10\log_{10}\left(\frac{1}{B_N}\cdot\frac{\frac{1}{2}\cdot(m\cdot R\cdot P_r)^2}{RIN\ (R\cdot P_r)^2+2\cdot e\cdot(I_{d0}+R\cdot P_r)\ +I_{eq}^2}\right)\quad[\mathrm{dB}]$$

この式において、C/N、B_N、m、R、RIN、e、I_{d0}、I_{eq}及びP_rは、それぞれ次のとおりとする。

C/N　：当該搬送波の搬送波のレベルと雑音のレベルとの比

B_N　：雑音帯域幅であり、代入値は、次のとおりとする。

標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式：

デジタル放送の標準方式第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合：28.86×10^6［Hz］

デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合：33.7561×10^6［Hz］

デジタル有線テレビジョン放送方式：

六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調の場合：5.3×10^6［Hz］

直交周波数分割多重変調の場合（副搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調又は一〇二四値直交振幅変調の場合に限る。）：5.71×10^6［Hz］

標準デジタルテレビジョン放送方式：5.6×10^6［Hz］

m　：当該搬送波の光変調度

R　：受光素子の光から電気への変換効率［A／W］

RIN　：受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音であり、測定結果又は第三項に定める算出方法により求めた値を代入するものとする。［１／Hz］

e　：電気素量であり、代入値は、次のとおりとする。

1.602×10^{-19}［C］

I_{d0}　：受光素子の暗電流［A］

I_{eq}　：受光部の入力換算雑音［A／$\sqrt{\mathrm{Hz}}$］

P_r　：受信用光伝送装置の受光電力であり、受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力を測定した値又は当該出力電力を光送信機の出力電力を基に光送信機から受信用光伝送装置までの間に介在する機器による利得及び損失を考慮して算出した値（いずれもdB単位の場合は真数に換算）を代入するものとし、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間にＷＤＭフィルタを使用する場合は、その損失分（dB単位の場合は真数に換算）を除した値を用いることとする。この場合において、全ての搬送波がデジタル搬送波（標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式の搬送波を除く。以下この項において同じ。）である有線放送設備の場合は、6.3×10^{-5}［W］以上でなければならない。ただし、最低受光電力が6.3×10^{-5}［W］以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバの出力電力は当該最低受光電力の値以上であることとする。

二　ＦＭ一括変換方式を用いた場合の搬送波のレベルと雑音のレベルとの比は、次の式により算出するものとする。

$$C/N=10\log_{10}\left(\frac{1}{2\cdot B_N}\cdot\frac{\Delta F^2(f)}{f^2}\cdot\frac{1}{\frac{1}{C/N_{mod}(f)}+\frac{1}{C/N_{ONU}}}\right)\quad[\mathrm{dB}]$$

この式において、C/N、f、B_N、$\Delta F(f)$、$C/N_{mod}(f)$及びC/N_{ONU}は、それぞれ次のとおりとする。

C/N　：当該搬送波の搬送波のレベルと雑音のレベルとの比

f　：当該搬送波の搬送波周波数［MHz］

B_N　：雑音帯域幅であり、代入値は、次のとおりとする。

デジタル有線テレビジョン放送方式：

六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調の場合：5.3×10^6［Hz］

直交周波数分割多重変調の場合（副搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調又は一〇二四値直交振幅変調の場合に限る。）：5.71×10^6［Hz］

標準デジタルテレビジョン放送方式：5.6×10^6［Hz］

$\Delta F(f)$　：当該搬送波の周波数偏移量［$\mathrm{MHz_{0-p}}$／ch］

$C/N_{mod}(f)$　：当該搬送波に影響を及ぼすＦＭ変調器の単位周波数幅当たりの雑音特性［１／$\mathrm{Hz^{-1}}$］

C/N_{ONU}　：ＦＭ伝送区間の単位周波数幅当たりの雑音特性であり、次の式により算出すること。

$$C/N_{ONU}=\frac{\frac{1}{2}\cdot(m\cdot R\cdot P_r)^2}{RIN\cdot\ (R\cdot P_r)^2+2\cdot e\cdot(I_{d0}+R\cdot P_r)\ +I_{eq}{}^2}\quad[1/\mathrm{Hz^{-1}}]$$

この式において、m、R、RIN、e、I_{d0}、I_{eq}及びP_rは、それぞれ次のとおりとする。

m　：ＦＭ一括変換信号の光変調度

R　：受光素子の光から電気への変換効率［A／W］

RIN　：受信用光伝送装置の入力信号光の相対強度雑音であり、測定結果又は第三項に定める算出方法により求めた値を代入するものとする。［１／Hz］